

# 活躍する同窓生

同窓生には、スポーツ界、芸能界、実業界などで活躍している人がたくさんいます。今回は法曹界で活躍する同窓生を紹介します。

## 「弁護士について」

あずさ総合法律事務所 弁護士 新名 修三（平成2年普通科卒）

弁護士には、専門分野に特化したタイプと、様々な分野全般を広く浅くこなすタイプがいます。例えば、大学病院の専門医と町医者みたいなもので、私はどちらかと言うと後者の町医者タイプです。土地や建物（不動産）に関する相談が多いので（特殊な借地・借家や倉庫業、都心のビルの売買契約の補助など）、不動産が専門と言えば専門ですが、それ以外にも交通事故や著作権侵害（民事事件）、離婚や相続を巡る問題（家事事件）、被疑者・被告人の国選弁護（刑事事件）など様々な分野を取り扱っています。町医者タイプは『広く浅く』ですから当然私の手に負えない案件がありますが、専門医タイプの弁護士を紹介して橋渡しをしています。

どの事件も巻き込まれた方々は切羽詰まった状況に置かれているため、表面を取り繕う余裕がありません。本音を私にぶつけてくるため、他の仕事と違って深いレベルで人と接します。現八千高生も目にする記事なのでソフトな実例に止めますが、離婚事件の相手方から『あんた私の人生に責任持てるの!？』と詰め寄られたこともありましたが、外では肩で風を切って歩くヤクザと警察署で面会した際に『留置所に入ってから眠れないので、睡眠薬が欲しい』と弱音を吐かれたこともあります。人と深く接してほんのちょっとだけ人生を回復する助力をする仕事がしたい。それが私が司法試験を受けた理由、専門医タイプではなく町医者タイプの弁護士を選んだ理由です。

八千高在籍時は卓球部に所属していました。他の部みたいな華々しい戦績はないけれど、トレーニング場でTシャツを絞ると汗が滴るくらいに皆一所懸命に練習しました。ただ、一方では部室で麻雀をやったりして適度に遊んでもいました。ちなみに、麻雀をしているところを当時柔道部の顧問だった越川均先生（その後、校長として八千高に再赴任された先生）に見つかってしまいました。そのときは見逃してくださったのですが、三度目か四度目に見つかったときは、さすがの先生も堪忍袋の緒が切れてしまい、麻雀牌を取り上げられた上、こってり絞られました。皆で反省(?)して、以後は先生に見つからないように音が出ない紙でできた麻雀牌を使うようになったのは、今となっては楽しい思い出です。

1年生か2年生になってからは忘れましたが、色々な職業を紹介した本を読んだところ、弁護士も記載されていて興味を持つようになりました。2年生になってから大学受験に向けて進路を考え始めたこともあって、『興味』はやがて人と深く接したいと言う思いと合間って『具体的な夢』に変わって行きました。調べて行くと、弁護士になるためには『現代の科挙』と言われた司法試験に合格しなければならないこと、そのためにはまず司法試験の合格実績がある大学に行く必要があること、合格実績がある大学はいずれも難関であること、などがわかりました。まずは大学入試を突破する必要があったので、勉強時間を増やすために2年生の2学期に卓球部を辞めました。『文武両道』は先達できませんでしたが、やるときはやる、遊ぶときは遊ぶ、そんな高校生活だったと思います。

生徒を信頼して自由にやらせてくれる先生方と、その信頼に応える能力がある生徒（私は越川先生の信頼を裏切ってしまいました）。八千高の良さは、そんな双方向の力と先生たちの努力に基づく自由な校風にあると思います。私は、八千高の自由な校風のもとで諸先生方から将来を考える力と時間を与えてもらい、実行し、今に至ります。また、実行段階では、八千高で培った『（八千高生活の半分で終わりましたが）武』による体力と気力が支えになりました。八千高を『利用』する方法は私一人の経験で軽々に語れるものではありませんが、生徒の能力を信頼して自主・自由を尊重してくれる高校はそうそうないと思います。

【八千高は元々家政科が発原点で、そこから発展して普通科と体育科が加わったそうです。各科によって目指す方向は違えど、自主・自由を尊重してくれる校風は、私が卒業して30年以上経った今も変わらないと確信しています。】現八千高生の皆さんには、恵まれた今の環境を最大限に『利用』して、かつ、楽しんで過ごして頂ければ幸いです。

## 略歴

新名様のご依頼にて顔写真の掲載は控えさせていただきます。

- 1990年3月 八千代高校卒業
- 1990年4月 明治大学法学部入学
- 1994年3月 同大学卒
- 2005年 旧司法試験合格
- 2007年10月 東京弁護士会弁護士登録 あずさ総合法律事務所入所  
拙著（共著）
- 2009年 ケース別 不動産を巡る金銭請求の実務一手法と文例  
（新日本法規出版）
- 2022年 近隣トラブル 解決のポイントと和解条項（新日本法規出版）



正義の女神テミス



事を論じるときは情を尽くし、  
ことを行うときは責任をもって  
行う。